

## 巡回診療航空機運営事業

### 1 目的

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、巡回診療航空機で実施する巡回診療に対して、その運営に要する経費を補助することにより、へき地における住民の医療を確保する。

### 2 補助対象

市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が適当と認める者

### 3 補助金交付額の算定方法

- ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額

1. 基準額	2. 対象経費
<p>1 事業あたり次により算出された額</p> <p style="text-align: center;">巡回診療実施回数×1,210,000円</p>	<p>巡回診療航空機の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 旅費 報償費 借料及び損料 消耗品費 材料費（医薬品費、診療材料費） 燃料費 社会保険料 雑役務費（修繕料等） 委託費</p>